

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 25 年 8 月 16 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 長 峯 徳 積  
 同 竹 内 英 明  
 同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成 25 年 4 月 30 日（神奈川県公報号外第 39 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した指摘事項が認められた監査実施団体 11 団体中 8 団体

2 監査の結果及び講じた措置の内容

< 財政的援助団体等 >

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装	平成24年12月28日（平成24年10月30日及び31日職員調査）	<p>（指摘事項）                      次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、業務を委託するに当たり、神奈川県立地球市民かながわプラザの管理に関する基本協定書に定める委託予定業務一覧表を、事前に県に提出していなかった。また、管理業務に係る経理をその他の業務に係る経理と区分して整理していなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、平成23年度における神奈川県立地球市民かながわプラザの管理に関する年度協定書の別表で定める管理物品の中に、所在を確認できないものがあった。</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、基本協定書の理解が不十分であったことによるものであり、職員調査後、すみやかに委託予定業務一覧表を提出し、管理業務に係る経理をその他の業務と区分して整理した。                      今後は、このようなことがないように、基本協定書の周知徹底を図るとともに、新たに業務作業図や書式を作成することにより、適正な事務執行に努めることとした。                      県は、今後の適切な事務処理の徹底について指導した。</p> <p>2 物品管理事務については、平成23年4月の指定管理開始に当たり、管理物品の引継に係る現物確認が不十分であったことによるものである。                      今後は、このようなことがないように、管理物品の現物照合を改めて実施し、管理物品台帳に写真画像を追加で添付するとともに、所在を変更した場合は逐一記録するよう見直すことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

			<p>県は、当該管理物品について、平成24年10月15日付け会指第41号通知に基づき、払出しの手続きを行った。また、併せて、今後の適切な事務処理の徹底について指導した。</p>
<p>神奈川県森林組合連合会</p>	<p>平成24年12月28日（平成24年10月23日職員調査）</p>	<p>（指摘事項）          予算の執行において、県が間接補助する木材生産協定推進事業費補助金の執行に当たり、補助額の算定方法を誤ったため、平成21年度から23年度までに、9件、9,000円を過大に交付していた。また、補助金交付要領に定める期日までに補助金を交付しておらず、事業が完了する前に県に実績報告書を提出していた。</p>	<p>指摘事項の予算の執行のうち、補助金の過大交付については、かながわ県産木材生産協定推進事業補助金交付要領の理解が不十分であったことから補助額の算定方法を誤ったものであり、それに伴い県から過大に補助金の交付を受けた分は、平成25年5月31日に県に返還した。また、補助金交付の遅延及び事業完了前に実績報告書を提出したことについては、同要領を遵守する認識が欠けていたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、当該事業の要綱及び要領の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適切な事務処理の徹底について指導した。</p>
<p>社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団</p>	<p>平成24年11月26日（平成24年10月16日から同月19日まで職員調査）</p>	<p>（指摘事項）          次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 収入事務において、現金領収に当たり、神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程施行規則に基づく領収書を納入者に交付していなかった。また、現金出納簿の記載に当たり、受入日を実際に領収した日とは異なる日付としていた。</p> <p>2 庶務事務において、概算払いによる旅費の精算に当たり、精算に必要な書類の提出を求めず、確認が不十分のまま処理されているものがあつた。また、航</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、財務規程施行規則の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規則の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p> <p>2 庶務事務については、旅費支給時及び精算時の確認が不十分であったことによるものであり、過大支給分は平成24年11月15日に本人から返納され、過少支給分は平成24年11月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、担当者説明会を開催し、適正な事務処理の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努め</p>

		<p>空賃の算定を誤ったため、1件、2,400円を過少に、1件、400円を過大に支給しているものがあった。</p>	<p>ることとした。        県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
<p>地方独立行政法人神奈川県立病院機構</p>	<p>平成24年11月14日（平成24年10月4日、5日及び9日職員調査）</p>	<p>（指摘事項）        次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、委託契約に基づく提出書類を受託者から受領していないものがあった。</p> <p>2 財産管理事務において、賃貸借契約により借り受けていたコンピュータ関連機器の返却に当たり、一部所在の確認ができず、損害賠償請求により16,800円を支払っているものがあった。また、賃貸借契約に定められた、機器内のデータを消去したことを証する書面の所在が不明であった。</p> <p>3 庶務事務において、職員の通勤手当の支給に当たり、通勤方法の変更に伴う支給済通勤手当の精算をしなかったため、1件、41,080円を過大に支給していた。</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、契約で定める提出書類の確認が不十分であったことによるものである。        今後は、このようなことがないよう、契約内容に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p> <p>2 財産管理事務については、リース物件の管理が不十分であったこと及び契約関係書類の管理が適正に行われていなかったことによるものである。        今後は、このようなことがないよう、リース物件の管理を徹底するとともに、契約関係書類の適正な管理について、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p> <p>3 通勤手当については、平成24年10月12日に本人から返納された。        今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理に留意するよう求めていくこととした。</p>
<p>社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会</p>	<p>平成24年10月30日（平成24年9月26日から同月28日まで職員調査）</p>	<p>（指摘事項）        契約事務において、不用となった物品を処分するに当たり、障害者地域作業所への無償譲渡であるにもか</p>	<p>指摘事項については、起案時及び回議時の書類確認が不十分であったことによるものである。        今後は、このようなことがないよ</p>

		<p>かわらず、産業廃棄物の処理委託としているものがあつた。</p>	<p>う、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
<p>社会福祉法人かながわ共同会</p>	<p>平成24年11月22日（平成24年10月10日から同月12日まで及び同月15日職員調査）</p>	<p>（指摘事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であつた。</p> <p>1 予算の執行において、津久井やまゆり園及び愛名やまゆり園の指定管理料に係る経費の配分の変更当たり、経費毎の執行状況を容易に把握できる仕組が整えられていなかった結果、年度協定書の規定に反し、県の承認を受けずに変更しているものがあつた。</p> <p>2 収入事務において、施設等間の現金取引に当たり、社会福祉法人かながわ共同会経理規程に反し、領収書の授受がされていないものがあつた。また、領収した現金を現金出納帳に記載していないもの、現金を領収した日から5日以内に取引金融機関に預けていないものがあつた。</p> <p>3 会計事務処理において、経理規程に基づく小口現金の精算を不足の都度行っていなかった。</p> <p>4 契約事務において、津久井やまゆり園に係る樹木・庭園等の管理業務委託契約の締結に当たり、実施結果の報告及び検査に関する規定を設けていなかった。また、業務内容により単価が異なるにもかかわらず、受託者に実施結果の内訳を確認せずに委託料を支払っていた。</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、経費毎の執行状況の把握及び年度協定書の規定に関する理解が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、経費毎の執行状況の把握を徹底し、基本協定書及び年度協定書の規定に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p> <p>2 収入事務については、社会福祉法人かながわ共同会経理規程に関する理解が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同規程に関する理解の向上を図り、法人内部の物品の取引行為においても、同規程に基づき領収書を授受するとともに、領収した現金を現金出納帳に記載し、現金を領収した日から5日以内に取引金融機関に預け入れることを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p> <p>3 小口現金については、社会福祉法人かながわ共同会経理規程に規定された定額資金前渡制度に関する理解が不十分であつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同規程に関する理解の向上を図るとともに、定期的な小口現金の精算を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>

			<p>4 契約事務については、業務委託契約において履行確認に対する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、業務委託契約にかかる履行確認に対する認識の向上を図り、就業結果報告書の内容を見直すとともに、提出を受けた就業結果報告書及び請求書の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
公益財団法人神奈川産業振興センター	平成24年11月7日（平成24年10月2日から同月4日まで職員調査）	<p>（指摘事項）</p> <p>会計事務処理において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 投資有価証券の時価評価に伴い投資組合評価損を計上するに当たり、前期の評価額と異なる価格を基に当期評価損益を算出したため、投資組合評価損が25,000,000円過大となっていた。</p> <p>2 貸倒引当金の算定に当たり、金融商品会計基準に準じた算定方法に実務を改めたにもかかわらず、根拠となる財務規程細則を見直していなかった。</p>	<p>指摘事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 投資有価証券の時価評価に伴う投資組合評価損については、担当職員間の連携及び確認が不十分であったことによるものであり、過大分については、平成24年度決算で是正した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p> <p>2 貸倒引当金の算定については、実務の見直しに当たり、確認が不十分であったことから、財務規程細則の改正を失念したものであり、当該条項については改正を実施した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、財務関係規定の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
株式会社東急コミュニティー	平成24年11月6日（平成24年10月2日及び3日職員調査）	<p>（指摘事項）</p> <p>契約事務において、請負金額を覚書により減額変更するに当たり、印紙200円を貼付していないものがあった。</p>	<p>指摘事項については、関係法令の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係法令の周知徹底を図るとと</p>

			<p>もに、複数の社員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
--	--	--	---